

愛知県土地対策会議等設置要綱

第1 土地対策会議の設置

県土の合理的かつ有効適切な利用と保全に加え、盛土・切土の適切な対応を図るとともに、土地に関する諸問題について総合的に検討するため、愛知県土地対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

第2 所掌事務

対策会議は、第1の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合的な土地利用計画及び各部門における土地利用計画の調整に関すること。
- (2) 国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置の運用に関すること。
- (3) 愛知県土地開発行為に関する指導要綱の運用に関すること。
ただし、あいち産業立地推進本部産業立地調整部会において立地調整を了した用地造成計画については除く。
- (4) 県等の行う施設計画の立地調整に関すること。
ただし、あいち産業立地推進本部産業立地調整部会において立地調整を了した用地造成計画については除く。
- (5) 盛土・切土対策に関すること
- (6) その他土地問題に関する調査研究等総合的な土地対策を推進するうえに必要な事項に関すること。

第3 組織

- 1 対策会議は、副知事及び別表に掲げる局等の長をもって組織するものとし、議長は、副知事をもってあてる。
- 2 対策会議に、幹事会、研究会及び盛土・切土緊急対策会議をおく。
- 3 幹事会は、審議事項に関する局等の課室長及び地方機関等の課長で構成し、幹事会長は、都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室長をもってあてる。
- 4 研究会は、審議事項に関する局等及び地方機関等の課員で構成し、研究会長は、都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室長をもってあてる。
- 5 盛土・切土緊急対策会議は、審議事項に関する局等及び地方機関等の課員で構成し、盛土・切土緊急対策会議長は、都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室長をもってあてる。

第4 対策会議等の開催

対策会議、幹事会、研究会又は盛土・切土緊急対策会議は、それぞれ議長、幹事会長、研究会長又は盛土・切土緊急対策会議長が招集する。

第5 庶務

対策会議の庶務は、都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室において処理する。

第6 委 任

第4に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項は、議長が定める。

第7 東三河地区土地利用調整会議

- 1 東三河建設事務所に、東三河地域の土地利用に関する諸問題について総合的に検討するため、愛知県東三河地区土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。
- 2 調整会議は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 愛知県土地開発行為に関する指導要綱の運用に関すること。（開発区域の面積が5ヘクタール未満のもの）
 - (2) その他土地利用に関すること。
- 3 調整会議は、東三河地区内の土地利用に関係のある地方機関等の長をもって組織する。
- 4 前項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関する事項は、東三河建設事務所の長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長

企業庁長 病院事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長